

令和2年度セグメントシート ( 国民生活センター )

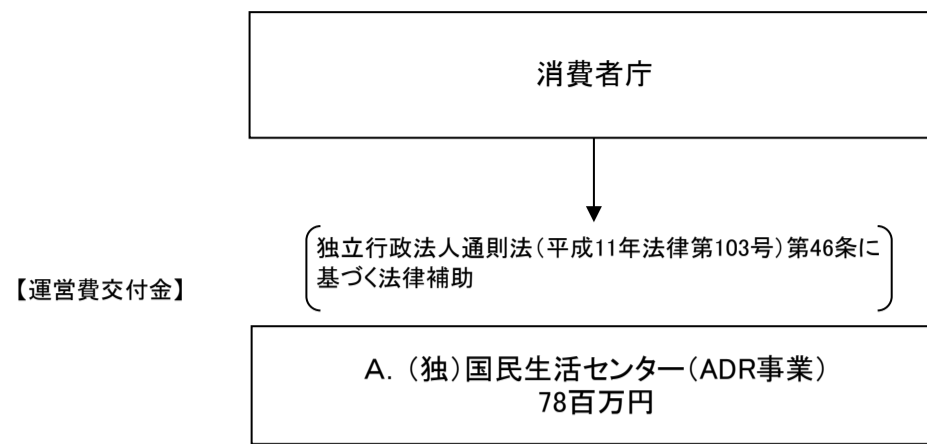
セグメント名	独立行政法人国民生活センター運営費交付金 (ADR事業)			担当部局	消費者庁	作成責任者			
事業開始年度	平成21年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	地方協力課	課長 小堀 厚司			
会計区分	一般会計								
セグメント単位の考え方	中期目標等に定められている業務内容に基づき区分								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	消費者基本法第25条 独立行政法人国民生活センター法第10条第6号、第11~39条			関係する計画、通知等	独立行政法人国民生活センター中期目標 独立行政法人国民生活センター中期計画				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	①紛争解決:1件当たりの被害が小額のケースが多い消費者紛争の特性から訴訟手続による被害救済は限られており、裁判外の紛争解決手続により消費者紛争を簡易・迅速に解決するため ②地方公共団体の苦情処理・紛争解決の強化・支援:地方公共団体における消費生活相談業務・紛争解決業務の支援のため ③結果概要の公表:同種紛争の未然防止・拡大防止に加え、地方公共団体における紛争解決の指針とするため								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①申請手続等に関する問合せ対応 ②紛争解決手続の実施 ③結果概要の公表 ④地方公共団体及び他のADR機関との連携 ⑤紛争解決委員会の運営								
実施方法	交付								
予算額・執行額 (単位:百万円)		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度要求			
	予算額:運営費交付金	145	145	147	148				
	執行額	運営費交付金	145	145	147				
		補助金等	-	-	-				
		その他	0	0	0				
		計	145	145	147				
	経常収益	運営費交付金収益の割合	100.0%	100.0%	100.0%				
		運営費交付金収益化基準	業務達成基準	業務達成基準	業務達成基準	業務達成基準			
	経常費用	予算額	145	145	147				
		執行額	137	141	139				
執行率		94%	97%	95%					
令和2・3年度予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	2年度当初予算	3年度要求	主な増減理由					
	【支出】								
	業務経費	76							
	一般管理費								
	人件費	72							
	【収入】								
	その他	0	0						
計	148	0							
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 4 年度
	重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施する	平均所要日数	成果実績	日	88.4	92.3	91.2		
			目標値	日(以内)	120	95	95	-	-
			達成度	%	100	100	100		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	-								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込
	紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施(申請件数)。	活動実績		件	172	177	204	-
当初見込み			件	151	151	151	-	-
単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度 活動見込	3年度 活動見込
	紛争解決委員会に係る経費/申請件数	単位当たりコスト	円	427,098	434,944.9	344,678.8	-	-
計算式		円/件		73,460,856/172	76,985,254/177	70,314,485/204	-	-

独法等所管部局による点検・改善

	項目	評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	消費者被害の未然防止・拡大防止のため、裁判外の紛争解決手続により消費者紛争を簡易・迅速に解決することにより、国民や社会のニーズを的確に反映しているといえる。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	紛争解決や地方公共団体における消費生活相談業務・紛争解決業務の支援は、地方公共団体や民間団体等には実施することが困難である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費者行政の中核的実施機関として、裁判外の紛争解決手続による消費者紛争を簡易・迅速に解決することや、地方公共団体の支援は、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-		
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	-	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	消費者被害の未然防止・拡大防止のため、裁判外の紛争解決手続により消費者紛争を簡易・迅速に解決するための経費であり、国が推進すべき事業を(独)国民生活センターが実施していることから、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を行うためには、妥当なものと考えている。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	直近の実績をベースに成果目標を設定しており、着実に事業が実施されたことが独立行政法人評価制度において確認されていることから、成果実績は成果目標に見合ったものである。	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	中期計画・年度計画での目標値を達成しており、見込みに見合っている。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	類似事業として金融庁が所管する金融ADR制度が存在するが、この制度は、金融商品・サービスの多様化・複雑化が進む中、業法上の枠組みとして金融機関に一定の対応を求め、利用者保護の充実を図ることを目的として行っているものであり、金融庁において、その政策目的を実現するために実施されているものである。また、法務省が所管するADR認証制度については、ADR事業者の属性や取り扱う紛争の種類にかかわらず、ADR事業がその中立、公正性を確保するための基準、要件に適合しているか等の観点から認証審査・監督業務を行っているものである。当庁のADR事業は消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の発生又は拡大の防止を図ることを目的として行っているものであり、類似の事業との間では適切な役割分担がされている。	
	所管府省名	事業番号		事業名
	金融庁	0007		金融サービス利用者保護の推進
	法務省	0007		裁判外紛争解決手続(ADR)認証制度実施
点検・改善結果	点検結果	消費者行政の中核的機関として、紛争解決や、地方公共団体における紛争解決業務の支援を実施している。		
	改善の方向性	引き続き紛争解決手続の実施や、手続の中で得たノウハウや情報を、紛争解決の指針として各地の消費生活センター等に情報提供を行う。また、独立行政法人改革の一環として策定することとされた調達等合理化計画に沿って、一層の調達の合理化を進める。		
備考				

※令和元年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



裁判外紛争解決手続により消費者紛争の適正かつ迅速な解決の促進を図り、地方公共団体の苦情処理・紛争解決の強化・支援、同種紛争の未然防止・拡大防止に加え、地方公共団体における紛争解決の指針とするための結果概要の公表を行う。具体的には以下のとおりである。

- ①申請手続等に関する問合せ対応
- ②紛争解決手続の実施
- ③結果概要の公表
- ④地方公共団体及び他のADR機関との連携
- ⑤紛争解決委員会の運営

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何をやっているかについて補足する)  
(単位：百万円)



A.(独)国民生活センター(ADR事業)			B.人件費(非常勤職員及び事務補助員の賃金)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
運営費交付金	ADR事業の運営に関する経費	78	人件費	非常勤職員賃金	31
			人件費	事務補助員賃金	2
計		78	計		33
C.委員手当			D.支払報酬		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
委員手当	紛争解決員委員会委員手当	12	支払報酬	委嘱弁護士等への謝金	8
計		12	計		8
E.旅費			F.相模原年金事務所		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
旅費	紛争解決委員会委員等への旅費	6	法定福利費	非常勤職員及び事務補助員の厚生年金・子ども・子育て拠出金事業主負担	3
計		6	計		3
G.日本郵便株式会社			H.経済産業関係法人健康保険組合		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
通信運搬費	紛争解決手続実施等に係る郵便代	1	法定福利費	非常勤職員及び事務補助員の健康保険料・介護保険料事業主負担	1
計		1	計		1

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 においてブロックご  
 とに最大の金額が支  
 出されている者につ  
 いて記載する。  
 費目と使途の双方  
 で実情が分かるよ  
 うに記載)



G.日本郵便株式会社

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	日本郵便株式会社	1010001112577	紛争解決手続実施等に係る郵便代	1	随意契約 (その他)	-	--	
2								

H.経済産業関係法人健康保険組合

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	経済産業関係法人健康保険組合	3700150004768	非常勤職員及び事務補助員の健康保険料・介護保険料事業主負担	1		-	--	
2								
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							チェック	